

令和 3 年 第 2 回 定例会（12月議会）
予算及び付託議案審査関係資料

令和 3 年 11 月 25 日
総務部

【議案関係】

<人 事 課>

「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」 ····· 1
について（議案第 202 号）

「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」 ····· 8
について（議案第 203 号）

「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について
(議案第202号)

人 事 課

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する「職員の給与等に関する報告及び勧告」に鑑み、県職員の期末手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
期末手当の年間支給月数を引き下げる。

年間支給月数（期末手当・勤勉手当）

() 内は現行の支給月数との比較

	現 行	改 正 後	
		令和3年度	令和4年度以降
6月	2. 15月	2. 15月	2. 10月 (▲0. 05月)
12月	2. 15月	2. 05月 (▲0. 10月)	2. 10月 (▲0. 05月)
年間計	4. 30月	4. 20月 (▲0. 10月)	4. 20月 (▲0. 10月)

※再任用職員については、▲0. 05月（年間2. 25月→2. 20月）

- (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
期末手当の年間支給月数を引き下げる。

年間支給月数（期末手当）

() 内は現行の支給月数との比較

	現 行	改 正 後	
		令和3年度	令和4年度以降
6月	1. 625月	1. 625月	1. 575月 (▲0. 05月)
12月	1. 625月	1. 525月 (▲0. 10月)	1. 575月 (▲0. 05月)
年間計	3. 25月	3. 15月 (▲0. 10月)	3. 15月 (▲0. 10月)

3 施行期日

- 令和3年12月1日（令和3年度分）
 令和4年4月1日（令和4年度以降分）

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第一条による改正）

		新	旧
		(期末手当)	(期末手当)
第二十一条 略		第二十一条 略	第二十一条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百十二・五（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の九十二・五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の百二・五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十七・五」とする。
4 6 略		4 6 略	4 6 略
一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第二条による改正）			
		新	旧
(期末手当)		(期末手当)	(期末手当)
第二十一条 略		第二十一条 略	第二十一条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百十七・五（行政職		2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百十二・五（行政職	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百十二・五（行政職

給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の九十七・五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〇四 略

3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十五」とする。

4 6 略

給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の九十二・五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〇四 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」とする。

4 6 略

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第三条第一号による改正）

新	旧
（給与条例の適用除外等）	（給与条例の適用除外等）
第六条 略	第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例
第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採

用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十二条第二項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第三条第二号による改正）

新	旧
<p>第八条 略</p> <p>（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十二条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十二条第二項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」とする</p>	<p>第八条 略</p> <p>（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十二条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十二条第二項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」とする</p>

用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十二条第二項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第四条第一号による改正）

		新	旧
		（給与条例の適用除外等）	
		第六条 略	第六条 略
		<p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</p>	<p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十一・五」とする。</p>
		一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第四条第一号による改正）	
		新	旧
		（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）	
		第八条 略	第八条 略

2 特定期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十二条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十二条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。

2 特定期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十二条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十二条第二項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」とする。

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（附則第二項による改正）

新	旧
第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十二条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百六十」とする。	第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十二条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十」とする。

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（附則第二項による改正）

新	旧
<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一 条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額の百分 の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは 「百分の百六十」とする。</p>	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一 条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額の百分 の百四十五に相当する額」と、「百分の百十二・五」とあるのは 「百分の百六十」とする。</p>

「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第203号)

人 事 課

1 改正理由

一般職の職員の給与改定により、知事等の期末手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

知事、副知事及び常勤の監査委員に対する期末手当の年間支給月数を引き下げる。

年間支給月数（期末手当）

() 内は現行の支給月数との比較

	現 行	改 正 後	
		令和3年度	令和4年度以降
6月	1. 60月	1. 60月	1. 55月 (▲0. 05月)
12月	1. 60月	1. 50月 (▲0. 10月)	1. 55月 (▲0. 05月)
年間計	3. 20月	3. 10月 (▲0. 10月)	3. 10月 (▲0. 10月)

3 施行期日

- 令和3年12月1日（令和3年度分）
- 令和4年4月1日（令和4年度以降分）

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第一条による改正）

	新	旧
(期末手当)		
第八条 略		
2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十」とする。	2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百六十」とする。	2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十」とする。
3・4 略	3・4 略	3・4 略
(期末手当)		
第八条 略		
2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十」とする。	2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十」とする。	2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十」とする。
3・4 略	3・4 略	3・4 略